

平成27年3月27日

## プレスリリース

報道各位

業務規程一部変更の認可について

平成27年3月26日開催の第66回臨時理事会において、決議されました業務規程の一部変更につきましては、主務省に認可申請しておりましたところ、平成27年3月27日付で別紙のとおり認可されましたので通知いたします。

以上



農林水産省指令 26食産第4777号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

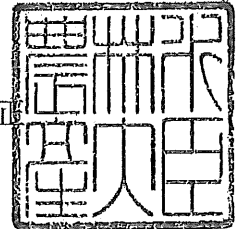
大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

平成27年3月27日付け27堂島商取発第37号をもって認可申請のあった業務  
規程の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第  
1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成27年3月27日

農林水産大臣 林 芳 正



## 業務規程の変更理由書

試験上場期間中の米穀については、これまでの取引状況等を踏まえ、標準品をより取引実態に即したものとすることにより、市場参加者の利便性を高め、市場活性化を促すことを目的として、下記のとおり変更を行う。

### 記

#### 標準品の変更等

第8条第2項第4号イに定める米穀については、コシヒカリ（石川県産及び福井県産）に代えて、大阪コメ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリ）に、同号ロに定める米穀については、コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産）に代えて、東京コメ（栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね）に変更するとともに、併せて字句の修正を行う。

以上

業務規程の一部変更

大阪堂島商品取引所

変 更	現 行
<p>(現物先物取引の標準品等)</p> <p>第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省 略</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ <u>大阪コマ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリをいう。）</u></p> <p>ロ <u>東京コマ（栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさとめ及び千葉県産ふさがねをいう。）</u></p> <p>なお、イ及びロのいずれにあってても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づき検査規格水稲うるち玄米1等品に限る。</p> <p>(5) ～ (9) 省 略</p>	<p>(現物先物取引の標準品等)</p> <p>第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省 略</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ <u>コシヒカリ（石川県産及び福井県産）のうち、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づき検査規格水稲うるち玄米1等合格品</u></p> <p>ロ <u>コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産）のうち、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づき検査規格水稲うるち玄米1等合格品</u></p> <p>(5) ～ (9) 省 略</p>

附則

平成27年3月26日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成27年3月27日）から施行し、第8条第2項第4号イにあっては平成27年4月13日に、同項第4号ロにあっては平成27年4月21日に新甫発会する平成27年10月限から実施する。